

国立大学法人岩手大学防災・防火管理規則

平成 26 年 3 月 25 日 制 定
令和 7 年 3 月 26 日 最終改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 防災・防火対策（第5条—第12条）
- 第3章 災害対策（第13条—第20条）
- 第4章 雜則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、災害を予防し、並びに災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害発生時」という。）において、その被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）における防災・防火管理に関する必要な事項を定め、学生職員等の生命、身体及び本学の教育研究施設等を災害から守ることを目的とする。

2 本学における防災・防火管理については、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及びその他の法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるところによる。
- 二 学生職員等 本学の学生、生徒、児童、園児、役員、職員等のほか、災害発生時に本学の敷地又は施設内にある者全ての者をいう。
- 三 部局 事務局、各学部、各研究科、附属学校、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。
- 四 部局長等 前号に定める部局の長
- 五 防火管理者等 消防法第8条第1項の規定に基づく防火管理者及び消防法第36条第1項の規定に基づく防災管理者をいう。
- 六 管理区域 第3号に定める当該部局区分において、学長から管理を命じられた区域をいう。

(学長の責務)

- 第3条 学長は、学生職員等の生命、身体及び教育研究施設等を災害から守るため、防災・防火管理に関する十分な措置を講ずるものとする。
- 2 学長は、災害対策業務の遂行にあたっては、部局長等と密接な連携をとり、相互に協力して行うものとする。
- 3 学長は、災害発生時における情報伝達の方法等について、あらかじめ定めておかなければならぬ。

(部局長等の責務)

- 第4条 部局長等は、当該部局の実情に即した学生職員等の避難方法その他災害対策の必要事項を定めた防災マニュアル等を作成し、あらかじめ学生職員等に周知しておかなければならぬ。

第3章 防災・防火対策

(防災・防火管理の総括)

- 第5条 学長は、本学の防災・防火管理について総括する。
- 2 理事、副学長及び事務局長は、本学の防災・防火活動について、学長を補佐する。
- 3 部局長等は、当該部局の防災・防火管理について総括する。

(防災・防火管理区域)

- 第6条 防災・防火管理区域は、別表1のとおりとする。

(防火管理者等、その他の責任者等の指定及び届出等)

- 第7条 学長は、防火管理者等を定めなければならない。
- 2 学長は、防火管理者等の業務を補助させるため、防火管理者等の補助者を置くことができる。
- 3 学長は、法令等に定める防火対象物に該当する建物を使用又は管理する場合は、第10条第2項に規定する自衛消防のための組織を統括させるため、統括管理者を定めなければならない。
- 4 学長は、第1項の規定により防火管理者等を定めたとき又は第3項の規定により統括管理者を定めたときは所轄の消防署に届け出なければならない。

(防火管理者等)

- 第8条 学長は、管理区域を区分し、当該管理区域ごとに法令等に基づく防火管理者等を置く。ただし、その者が法令等に定める資格を有しないときは、当該部局に所属する職員で資格を有する者の中から定めることができる。
- 2 防火管理者の下に、防火担当責任者を置き業務を補助させる。
- 3 統括管理者は、法令等に定める資格を有する者のうちから学長が指定するものとする。

- 4 管理区域の区分及び防火管理者等は、別表1のとおりとする。
- 5 防火管理者等は、部局長を助け、当該区分された管理区域ごとに次の業務を行わなければならない。
 - 一 消防計画の作成
 - 二 消防機関等への通報、初期消火、情報伝達、避難誘導及び救護の訓練の実施に関すること。
 - 三 消防設備等の点検及び整備の実施
 - 四 火気の使用及び取扱いに関する監督
 - 五 人員の安全管理に関すること
 - 六 防災・防火に関する部局長への助言
 - 七 その他防災・防火管理上必要な事項
- 6 防火担当責任者及び担当範囲は、別表2のとおりとする。
- 7 防火担当責任者は、防火管理者の指導、指示及び監督を受けるとともに次の掲げる業務に従事するものとする。
 - 一 火気使用設備、器具等の点検管理
 - 二 火気の使用及び取扱い状況の点検
 - 三 退庁時における火気の安全確認
 - 四 可燃性ガス、危険薬品、危険物等の安全管理及び取扱い状況の点検確認
 - 五 地震時の災害予防措置及び被害状況の確認
 - 六 その他火災災害防止上必要と認められる業務

(火元責任者)

- 第9条 部局長は、研究室、実験室、講義室、事務室その他防火・防災上必要と認められる区域ごとに、火元責任者を置かなければならない。
- 2 火元責任者は、防火管理者等を助け、受持区域（居室等）において部局長に指定された防火・防災上必要な業務に従事する。

(自衛消防組織)

- 第10条 学長は、火災その他の災害発生時の被害を最小限にとどめ、消防活動を円滑に行うため、法令等に基づく自衛消防組織を編成しなければならない。
- 2 自衛消防組織の編成及び任務は、別に定める。

(防災・防火教育及び訓練)

- 第11条 学長は、防火管理者等に、防災・防火上必要な教育及び訓練を定期的に実施させなければならない。

(消防用設備等の点検検査)

- 第12条 学長は、法令等に基づく必要な点検、検査を実施し、消防署長に報告しなければならない。

2 学長は点検、検査の結果、改善を要する事項を認めたときは、速やかに対応しなければならない。

第3章 災害対策

(危機対策本部の設置)

第13条 災害発生時において、学長が必要と認めたときは、学長は危機対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長となる。

2 本部長は、各部局及び関係機関等から災害に関する情報を収集し、連絡・調整の上、災害対策業務を統括する。

3 本部の構成及び担当業務は、国立大学法人岩手大学リスクマネジメント指針（平成30年5月1日制定）のとおりとする。

(災害緊急対策)

第14条 学長は、災害対策上緊急の必要があるときは、教育、研究、診療等の業務の一時停止、緊急立入禁止区域の設定、避難命令等災害時における応急対策等を決定する。

(避難)

第15条 学長は、学生職員等の生命及び身体に重大な危険が予想される場合には、それらの者の全部又は一部を避難させるものとする。

(施設等の提供)

第16条 学長は、関係機関等から、近隣住民の緊急避難場所とするため又は被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、あらかじめ本学の施設等の提供の要請があったときは、当該施設等を管理する部局の長と協議の上、当該施設等を可能な限り提供するものとする。

2 学長は、災害発生時に関係機関等から、あらかじめ指定された本学の施設等の提供の要請があったときは、本学の教育研究に支障の生じない範囲で、関係機関等と連携して、速やかにこれを提供するものとする。

(救助等の支援要請)

第17条 学長は、災害対策業務の遂行にあたっては、本学関係者で対応しきれない場合は、関係機関等へ人員の派遣及び救援物資の支援等、災害に対する救助の協力を求めるものとする。

(ライフライン)

第18条 学長は、災害発時において、電気、ガス、水道、情報通信等のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(被災状況報告等)

第19条 学長は、被災の状況等を的確に把握し、関係機関等に報告するとともに、連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第20条 学長は、速やかに教育、研究活動を回復させるため、施設、設備等の被害調査を実施し、普及事業の促進を図るものとする。

第4章 雜則

(事務)

第21条 防災・防火に関する事務は、関係部局の協力を得て、施設課において処理する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、防災・防火管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学防火管理規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第6条及び第8条第4項関係)

防火管理者・防災管理者

管理区域	区分（主な施設）	防火管理者等	
		防火管理者	防災管理者
上田三丁目	本部棟 学生センター 人文社会科学部 教育学部 理工学部 農学部 獣医学部 図書館	法人運営部次長	法人運営部次長
上田四丁目	理工学部 (コラボM I U除く)		
高松四丁目	高松宿舎	施設課長	
	学生寄宿舎	学生支援課長	
青山三丁目	青山第3宿舎	施設課長	
青山四丁目	青山第1宿舎		
加賀野二丁目	附属小学校	附属小学校副校長	
加賀野三丁目	附属中学校、附属幼稚園	附属中学校副校長	
東安庭	附属特別支援学校	附属特別支援学校 副校長	
滝沢市	滝沢農場、滝沢演習林	農学系事務部事務 長	
零石町	御明神牧場、御明神演習林		
釜石市	釜石キャンパス	釜石キャンパス事 務室長	

(注) 上田三丁目及び上田四丁目地域は、法令等により防災管理者の配置が必要

別表2 (第8条第6項関係)

防火担当責任者

防火管理者	防火担当責任者	担当範囲
法人運営部次長	施設課長	本部棟, 車庫, 他の防火管理者に係る範囲を除く範囲
	人文社会科学部事務部事務長	人文社会科学部
	教育学部事務部事務長	教育学部
	理工学部事務部事務長	理工学部
	農学系事務部事務長	農学部, 農業教育資料館, 下台圃場(実習地) 獣医学部, 動物病院
	人事課長	岩手大学・岩手銀行保育所
	学務課長	学生センター
	国際課長	国際交流会館
	研究・地域連携課長	地域協創推進棟, R I 総合実験センター, 銀河オープンラボ, 研究支援・産学連携センター, 地域防災研究センター, 平泉文化研究センター, ものづくり技術研究センター, 次世代アグリイノベーション研究センター, 分子接合技術研究センター
	地域協創教育課長	地域協創教育センター, 地域社会教育推進室
	学生支援課長	中央学生食堂, 理工学部学生食堂, 農学部学生食堂, 大学会館, 自啓寮, 同袍寮, 運動場, 体育館, 課外活動施設, 保健管理センター
	学術情報課長	図書館, 情報基盤センター, ミュージアム
	財務課長	宿泊施設(桐丘荘)
施設課長	施設整備グループ職員のうち防火管理者が指名する者	高松宿舎, 青山第1・第3宿舎 外国人教師宿泊施設
学生支援課長	奨学グループ職員のうち防火管理者が指名する者	北謳寮, 紅梅寮
附属小学校副校長	附属学校グループ職員のうち防火管理者が指名する者	附属小学校
附属中学校副校長		附属中学校, 附属幼稚園
附属特別支援学校副校長		附属特別支援学校
農学系事務部事務長	寒冷フィールドセンターグループ職員のうち防火管理者が指名する者	滝沢農場, 滝沢演習林, 御明神牧場, 御明神演習林
釜石キャンパス事務室長	釜石キャンパスグループ職員のうち防火管理者が指名する者	釜石キャンパス

